

半田市地域担当職員制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域と行政の連携を深めるとともに、地域コミュニティ活動の活性化を支援するため、半田市地域担当職員（以下「地域担当職員」という。）を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(地域担当職員の配置)

第2条 市長は、各小学校区に地域担当職員を配置する。ただし、小学校区単位のコミュニティが構築されていない等、特別な理由がある場合は、自治区に配置することができる。

(地域担当職員の人数)

第3条 地域ごとに配置する地域担当職員は、2名とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、地域担当職員の人数を増減することができる。

(地域担当職員の任命)

第4条 市長は、一般職の職員で副主幹以下の職にある者の中から地域担当職員を任命するものとする。

(所掌事務)

第5条 地域担当職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の会合等に参加し、地域の実態を把握すること。
- (2) 地域の活動又は課題解決に向けた支援に関すること。
- (3) 地域に必要な行政情報を提供すること。
- (4) 地域の提言、相談等に応じ、庁内関係部署との連絡調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(所掌事務の報告)

第6条 地域担当職員は、前条各号に規定する業務に従事した場合は、その都度業務状況報告書（様式第1）を作成し、市民協働課に提出するものとする。

(地域担当職員会議の設置)

第7条 各地域での取組みの内容を把握し、情報の交換を行うため、地域担当職員会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、市民協働課長及び地域担当職員をもって構成する。

3 会議は、市民協働課長が招集し、その議長となる。

4 議長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 地域担当職員に関する庶務は、市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

業務状況報告書

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 地域名 | | 地域担当職員氏名 | |
|-----|--|----------|--|

| 区分（○で囲む） | 会議等 | 行事・イベント | 意見・要望 |
|-----------------------------------|-------------------|---------|-------|
| 会議名・ 行事名・表題 | | | |
| 開催日時 | 年 月 日（ ） : ~ : | 開催場所 | |
| 主な参加者 | | | |
| 内 容 （会議内容、 活動内容、 意見・要望等） | | | |

（市民協働課使用欄）

| |
|--|
| |
|--|